

令和5年度中央市 市民生活支援員 養成講座

令和6年

2月27日(火) 受付 13:15~

対象：中央市在住の方
定員：20名程度

13:30 ~ 15:30

場所：玉穂総合会館多目的室1-5

1

日常生活自立支援事業・生活支援員の役割とは

講師：中央・昭和地区
地域福祉権利擁護センター専門員 古屋 亮

2

精神・知的障がい の理解・支援 について

講師：中央市社会福祉協議会 加藤 朝香

3

高齢者の理解 と認知症高齢 者の対応方法

講師：中央市地域包括支援センター高齢者相談員 岩田 真紀子 氏

日常生活自立支援事業の生活支援員になりませんか？

日常生活自立支援事業ってなに？

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいの方々などのうち、判断能力が低下しているために、さまざまな福祉サービスを利用することや金銭管理がうまくできない方に、社会福祉協議会が①福祉サービス等の利用援助②日常的な金銭管理③書類等の預かりサービス等を行います。

生活支援員ってどんな事をするの？

①定期的（週に1回から月に1回程度）に生活費や小遣いを届ける。
②公共料金や病院代の支払を代行する。
③相談を聞き、利用者の方と一緒に郵便物の確認を行う。 など



▶ 認知症高齢者・障がい者支援について関心のある方もぜひご参加ください！

中央市社会福祉協議会 中央市下河東620 (玉穂総合会館内)

あんしんサポートセンターちゅうおう HP: <http://chuo-shakyo.or.jp/> \Web申込はこちら/

※生活支援になるためには、要件等がありますので詳しくは社協までご確認ください。

◆申し込み・お問合せ ☎ 055-274-0294 📠 055-274-0319

